

奈良市公報

第 3 6 7 号

(平成30年11月前半分)

平成30年12月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目次

告 示

- 奈良市営住宅等空家入居者の募集…………… 1
- 近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表…………… 1
- 放置自転車等の処分…………… 5
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定（2件）…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
- インフルエンザ予防接種の実施の一部改正…………… 7
- 予防接種の実施の一部改正…………… 7
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定及び介護医療院の許可…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 障害者総合支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 7
- 住居番号の設定…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 9
- 平成30年度被表彰者の氏名等…………… 10
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者等の指定…………… 12
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙について届出のあった候補者…………… 12
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員の選挙の無投票…………… 13
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 13
- 督促状の公示送達…………… 13
- 平成30年度国民健康保険料決定通知書の公示送達…………… 14

- 道路の区域変更…………… 14
- 道路の供用開始…………… 14
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 15
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 15
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 15
- 放置自転車等の保管…………… 15

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 15

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 16

農 業 委 員 会

- 農業委員会総会の招集…………… 16

告 示

奈良市告示第603号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。
平成30年11月1日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

（平成30年11月1日揭示済）

奈良市告示第604号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成31年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成30年11月1日

奈良市長 仲川元庸

第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	58.8	79-91	26,100	0.7000
		58.8	92-101	30,700	0.7000
		74.8	1-10	84,100	0.7100
		74.9	25-28	85,600	0.7100
		74.9	11-24	84,700	0.7100
		74.9	29-32	85,500	0.7100
		74.9	33-38	87,500	0.7100
		74.9	39-43	87,500	0.7100
		75.0	44-47	88,100	0.7100
		74.9	48-53	87,900	0.7100
		75.0	54-55	82,300	0.7100
74.9	56-57	93,400	0.7100		
74.9	58-63	87,400	0.7100		
75.0	64-65	81,500	0.7100		
75.1	66-73	93,800	0.7100		
75.0	74-79	95,700	0.7100		
55.4	76-105	26,100	0.7014		
75.0	1-28	88,900	0.7119		
74.9	39-43	86,900	0.7119		
74.9	29-38	87,500	0.7119		
74.8	44-49	85,800	0.7119		
74.9	50-53	86,000	0.7119		
74.9	54-55	86,600	0.7119		
74.9	56-59	88,800	0.7119		
75.0	60-67	86,500	0.7119		
75.0	68-71	86,700	0.7119		
74.9	72-75	84,800	0.7119		
74.9	76-77	95,400	0.7119		
74.7	78-79	99,300	0.7119		
58.8	15-20	27,000	0.7000		
58.8	21-30	30,500	0.7000		
74.9	1-8	87,100	0.7100		
75.0	9-14	87,800	0.7100		
74.7	101-312	79,200	0.7636		
39.9	1号棟	25,500	0.7456		
37.6	2号棟	24,100	0.7456		
42.1	3号棟	23,200	0.7456		
38.7	4号棟	21,300	0.7456		
42.3	5-6号棟	24,100	0.7456		
58.8	52-61	29,200	0.7145		
74.8	101-404	73,800	0.7174		
60.0	1-4号棟	43,300	0.7932		
65.0	5-9号棟	52,600	0.7932		
55.0	5-9号棟	44,600	0.7932		
45.0	5-9号棟	36,300	0.7932		
55.4	201-612	47,000	0.8050		
31.5	1~20	8,400	0.6722		
31.5	21~36	8,200	0.6722		
31.5	1~20	7,900	0.6752		
31.5	21~40	8,500	0.6752		

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	69,200	0.7174
		74.8	3-4号館	68,700	0.7174
		74.8	5-6号館	73,000	0.7174
		39.3	6号館	38,300	0.7174
		23.1	1-20	16,000	0.7422
		74.9	1-2号棟	86,400	0.7728
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	74.6	1-2号棟	70,200	0.7168
		64.2	1-2号棟	60,400	0.7168
		64.5	1-2号棟	60,700	0.7168
		71.9	1-2号棟	67,600	0.7168
		74.6	3号棟	69,600	0.7168
		64.2	3号棟	59,900	0.7168
		64.5	3号棟	60,200	0.7168
		71.9	3号棟	67,100	0.7168
		74.7	1-2号棟	65,800	0.7497
		64.5	1-2号棟	56,800	0.7497
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	34.7	101-120	16,200	0.7189
		28.0	131-140	18,000	0.7480
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	28.0	141-150	18,600	0.7480
		33.8	151-160	20,300	0.7480
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	70.1	1-2号棟	110,000	0.7823
		60.7	1-2号棟	95,100	0.7823
		55.3	1-2号棟	93,500	0.7875
		70.1	3号棟	105,400	0.7823
		60.7	3号棟	91,200	0.7823
		55.3	3号棟	90,400	0.7875
		60.1	3号棟	90,300	0.7823
		41.6	3号棟	62,200	0.7823
		42.7	127-141	17,300	0.7130
		55.4	143-157	25,900	0.7130
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	58.8	158-164	27,300	0.7130
		58.8	165-188	27,500	0.7130
		74.6	1-23	89,300	0.7269
		74.6	24-35	87,400	0.7269
		74.9	36-62	86,800	0.7269
		74.9	63-66	87,600	0.7269
		74.9	67-102	89,600	0.7269
		75.0	103-112	87,400	0.7269
		74.9	113-118	84,600	0.7269
		74.9	119-124	95,900	0.7269
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.8	125-128	96,400	0.7269
		74.8	129-134	98,300	0.7269
		74.9	137-138	98,000	0.7269
		74.9	135-136	94,800	0.7269
		75.0	139-140	87,200	0.7269
		74.8	141-154	102,000	0.7269
		31.4	1-12	12,800	0.7043

横井地区 小集落改良住宅	横井地区 横井二丁目及び 横井五丁目	80.0	132,133	47,100	0.7110
		80.0	116-127,129-131,134,135	49,400	0.7110
		80.0	128	49,400	0.7098
		80.0	136-139,141	48,800	0.7110
		80.0	140	48,800	0.7098
		80.0	143-153	49,700	0.7110
		80.0	154	49,700	0.7098
		80.0	158,159	49,400	0.7110
		80.0	155-157,161,162	50,000	0.7110
		80.0	160	50,000	0.7098
		80.0	163,167-172,176-178	49,200	0.7110
		80.0	166	48,600	0.7098
		80.0	164,165,173-175	49,200	0.7098
		80.0	181-186	49,900	0.7110
		80.0	179	49,300	0.7098
80.0	180	49,900	0.7098		
80.0	187-190	56,800	0.7110		
80.0	191,193,195,196	55,400	0.7110		
80.0	192	54,800	0.7098		
80.0	194	55,400	0.7098		
120.0	3	66,500	0.7110		
120.0	1,4	67,100	0.7110		
120.0	2	67,100	0.7098		
120.0	5,6	67,800	0.7110		
120.0	7-9	69,200	0.7098		
124.6	10	83,300	0.7110		

西之阪地区 改良住宅	奈良市油阪町及び西之阪町	47.3	1期	30,800	0.8050
		47.3	2期	30,800	0.8050
		51.1	3期A	43,500	0.8050
		51.1	3期B	43,500	0.8050
		80.0	1	37,200	0.7110
		80.0	4,5,10,11	40,100	0.7110
		80.0	6-8,13-22	40,700	0.7110
		80.0	2	38,400	0.7098
		80.0	3	40,100	0.7098
		80.0	9,12	40,700	0.7098
		80.0	23,26-32	39,300	0.7110
		80.0	24,25	39,300	0.7098
		80.0	34,36,41,45,48-51	40,100	0.7110
		80.0	35,37-39,43,46,52-57,59-65	40,700	0.7110
		80.0	44,47	40,100	0.7098
		80.0	33,40,58	40,700	0.7098
		80.0	88	39,000	0.7110
		80.0	83	39,600	0.7110
		80.0	89,91	40,200	0.7110
		80.0	66,70,78,87,99	40,800	0.7110
80.0	67,69,71,72,74,76,77,79,84-86,90,92,94-98	41,400	0.7110		
80.0	73,82,93	40,800	0.7098		
80.0	68,75,80,81	41,400	0.7098		
80.0	105,106,108,111	48,800	0.7110		
80.0	100-103,109-115	49,400	0.7110		
80.0	104	48,800	0.7098		
80.0	107	49,400	0.7098		
80.0	207,212,213,215	53,000	0.7110		
80.0	201,203,204,206,209-211,214,216,217	53,500	0.7110		
80.0	208	51,800	0.7098		
80.0	202	53,000	0.7098		
80.0	205	53,500	0.7098		
80.0	224	55,000	0.7110		
80.0	221	56,200	0.7110		
80.0	218-220,222,223	56,800	0.7110		
80.0	225	56,800	0.7098		
80.0	226,227	59,200	0.7110		

西之阪地区 改良住宅 店舗作業場	奈良市西之阪町	23.6	1-3, 5- 8, 10-14	17,000	0.8034
		22.0	15- 17, 19, 23	11,600	0.8034
		22.0	25	14,300	0.8034
		22.0	26-27	19,900	0.8034
		28.0	24	19,400	0.8034
		28.0	25	20,000	0.8034
横井地区改良店舗	奈良市横井二丁目	55.0	1	27,500	0.7098

古市地区 小集落改良住宅	奈良市古市町	81.0	4	51,900	0.7435
		81.0	1-3, 5, 6	52,500	0.7435
		81.0	7-	53,600	0.7435
		81.0	14, 19, 25, 26, 39, 40	54,300	0.7435
		81.0	27-36	55,100	0.7435
		81.0	41, 43-45	57,000	0.7435
		81.0	46, 47	60,800	0.7435
		83.7	102-109	64,700	0.7435
		82.1	48-71	60,800	0.7435
		82.1	110-113	63,200	0.7435
		82.1	72-79, 82- 101	61,100	0.7435
		82.1	15-17	58,800	0.7435
		82.1	18	59,400	0.7435
		82.1	21, 22	61,400	0.7435
		82.1	114-119	61,400	0.7435
		82.1	128, 129	62,000	0.7435
		82.1	124-127	62,000	0.7435
		82.1	132, 133	62,700	0.7435
		82.1	140, 141	62,700	0.7435
		82.1	80, 81	62,700	0.7435
82.1	136, 137	63,200	0.7435		
82.1	122, 123	62,700	0.7435		
82.1	138, 139	64,200	0.7435		
82.1	143, 144	61,500	0.7435		
82.1	134, 135	61,500	0.7435		
82.1	130, 131	62,800	0.7435		
82.1	145-148	62,800	0.7435		
82.1	120, 121	61,900	0.7435		
82.1	149, 150	62,400	0.7435		
82.1	151, 152	62,400	0.7435		
77.8	101-404	84,000	0.7852		
御中地区 小規模改良住宅 第1号 コミュニティ住宅	奈良市船橋町	53.9	109-116~ 609-616 上記以外6F まで	56,900	0.8402
	奈良市三条本町	65.4		69,000	0.8402
第2号 コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	74.7	701-1319	78,900	0.8402
		74.6	1期301-403	70,100	0.7174
		66.1	101, 104, 20 1, 204	62,100	0.7174
		46.3	1期上記以 外	43,500	0.7174
		74.6	2期301-403	72,500	0.7174
		66.1	101, 104, 20 1, 204	64,200	0.7174
		46.3	2期上記以 外	45,000	0.7174
		74.6	3期下記以 外	71,000	0.7174
		66.1	102, 202, 30 2, 402	62,800	0.7174

(平成30年11月1日揭示済)

奈良市告示第605号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成30年11月1日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年4月3日、同月4日、同月10日、同月13日、同月16日、同月18日、同月24日及び同月25日

(平成30年11月1日揭示済)

奈良市告示第606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年11月1日	オレンジ薬局 朱雀店	奈良市朱雀六丁目 20番地の2	株式会社オレンジファーマシー 代表取締役 柳生 美江

(平成30年11月1日揭示済)

奈良市告示第607号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年11月1日	プラス薬局 富雄店	奈良市鳥見町三丁目11番地の1 富雄団地56-109号	有限会社アポブレーションセンター 代表取締役 齊田 良明

(平成30年11月1日揭示済)

奈良市告示第608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佐伯 省三		柔道整備	平成30年8月31日
やまと整骨院	奈良県奈良市西御門町13番地		

(平成30年11月1日揭示済)

奈良市告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
渡辺 浩一郎		柔道整復	平成30年9月1日
やまと整骨院	奈良県奈良市西御門町13番地		
池田 将紀		柔道整復	平成30年9月1日
やまと整骨院	奈良県奈良市西御門町13番地		
(平成30年11月1日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第610号		平成30年11月1日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規		奈良市長 仲川 元庸	
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佐藤 善洋		柔道整復	平成30年10月1日
スッキリ鍼灸整骨院	奈良県奈良市三条町472番地 木のうたビル1階		
高橋 伸幸		はり・きゅう	平成30年10月1日
スッキリ鍼灸整骨院	奈良県奈良市三条町472番地 木のうたビル1階		
(平成30年11月1日揭示済)		を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第611号		平成30年11月1日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業		奈良市長 仲川 元庸	
指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
齋藤 安子		あんま	平成30年10月21日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		
山本 智子		あんま	平成30年10月21日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		
(平成30年11月1日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第612号		平成30年11月1日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規		奈良市長 仲川 元庸	
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小林 且奈		あんま	平成30年10月21日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成30年11月1日揭示済)

奈良市告示第613号

平成30年奈良市告示第568号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年11月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成30年11月1日揭示済)

奈良市告示第614号

平成30年奈良市告示第205号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年11月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成30年11月1日揭示済)

奈良市告示第615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定し、並びに同法第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を許可しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第115条の10第1号及び第114条の7第1号の規定により公示します。

平成30年11月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年 月 日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970108029	奈良市此瀬町353番地	福祉用具いまにし	奈良市此瀬町353番地	株式会社今西住設ガスセンター	平成30年 11月1日
2970108037	奈良市学園朝日元町一丁目1898番地の5	訪問介護ココピタスマイル	奈良市朱雀一丁目7番地の4	株式会社ココピタスマイル	平成30年 11月1日
2990100618	奈良市六条二丁目4番8号	デイサービスパールケア奈良六条	千葉県千葉市中央区矢作町185-11	株式会社CareNation	平成30年 11月1日
29B0100019	奈良市鹿野園町1212番地の1	医療法人新仁会 奈良春日病院 介護医療院	奈良市鹿野園町1212番地の1	医療法人 新仁会 (社団)	平成30年 11月1日

(平成30年11月2日揭示済)

奈良市告示第616号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年11月2日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年11月2日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成30年11月2日揭示済)

奈良市告示第617号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成30年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101456	株式会社ざいたつく	639-1053	奈良県大和郡山市千日町51-2千日住宅18号	介護センターすみれ	630-8144	奈良県奈良市東九条町538番地	同行援護 行動援護
2910102892	特定非営利活動法人ぱるぱる	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目2番23号三和佐保川ビル202	障害者福祉サービスみりみり	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目2番23号三和佐保川ビル202	就労移行支援 就労継続支援B型

(平成30年11月2日揭示済)

奈良市告示第618号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年11月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成30年11月6日揭示済)

奈良市告示第619号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年11月6日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年11月6日揭示済)

奈良市告示第620号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年6月27日 奈良市指令整開 第18A-13号

平成30年9月28日 奈良市指令整開

第18A-13-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年11月7日 第1659号

公共施設 平成30年11月7日 第807号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南肘塚町132番地1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町262番地の11

池田 英児

5 公共施設の種類の、位置及び区域

(1) 道路

奈良市南肘塚町132番地1の一部

(2) 下水道

奈良市南肘塚町132番地1の一部

(平成30年11月7日揭示済)

奈良市告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年11月7日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良県奈良市六条二丁目18番1号	株式会社ハッピーサービスグループ	平成30年4月1日
新	訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良県奈良市六条二丁目18番1号	株式会社ハッピーサービスグループ	
旧	複合型サービス アップル登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目13番2	医療法人北寿会	平成30年4月1日
新	看護小規模多機能型居宅介護アップル登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目13番2	医療法人北寿会	
旧	訪問看護ステーション・あいびす	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11番7号	特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト	平成30年4月1日
新	訪問看護ステーション・あいびす	奈良県奈良市三条松町4番9号	特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト	
旧	訪問介護あゆみ	奈良県奈良市三条大路四丁目5番5号	合同会社あゆみ	平成30年3月16日
新	訪問介護あゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目6番8号	合同会社あゆみ	
旧	ケアプランセンターあゆみ	奈良県奈良市三条大路四丁目5番5号	合同会社あゆみ	平成30年3月16日
新	ケアプランセンターあゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目6番8号	合同会社あゆみ	
旧	ヘルパーステーション かごのき	奈良県奈良市中町2313番地の2	株式会社 ケアブレーン	平成30年5月1日
新	ヘルパーステーション かごのき	奈良県奈良市中町2517番地の1	株式会社 ケアブレーン	

(平成30年11月7日揭示済)

奈良市告示第622号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があ

りましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月7日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良県奈良市六条二丁目18番1号	平成30年4月1日
新	訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良県奈良市六条二丁目18番1号	
旧	訪問看護ステーション・あいびす	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11番7号	平成30年4月1日
新	訪問看護ステーション・あいびす	奈良県奈良市三条松町4番9号	

(平成30年11月7日揭示済)

奈良市告示第623号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月7日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ならこころのクリニック	奈良県奈良市東向北町25番地の1 コンフォート吉村1階	平成30年3月31日

(平成30年11月7日揭示済)

規定に基づき平成30年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成30年11月8日

奈良市告示第624号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の
有功特別表彰の部（1名）

奈良市長 仲川元庸

氏名	住所	事績
土田 敏朗	奈良市南京終町	条例第3条第1項第2号

有功表彰の部（13名、内1名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
岡田 伸子	奈良市古市町	条例第3条第1項第4号
吉村 美智代	奈良市高畑町	条例第3条第1項第6号
中村 修	奈良市油阪町	条例第3条第1項第6号
白井 基雄	奈良市下御門町	条例第3条第1項第6号
西上 晴樹	奈良市菅原町	条例第3条第1項第6号
田中 文子	奈良市右京五丁目	条例第3条第1項第6号
上城戸 栄子	奈良市富雄元町一丁目	条例第3条第1項第6号
杉本 龍治	奈良市大宮町三丁目	条例第3条第1項第6号
南井 正幸	奈良市白毫寺町	条例第3条第1項第6号
原田 豊成	奈良市菅原町	条例第3条第1項第6号
阪木 幸一	奈良市鍋屋町	条例第3条第1項第6号
岸田 正昭	奈良市東九条町	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部（67名2団体、内7名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
岡野 敦子	奈良市左京一丁目	条例第4条第1号
大西 浩明	奈良市三条大路一丁目	条例第4条第1号
野崎 尚利	奈良市学園南一丁目	条例第4条第1号
清水 宗和	奈良市雑司町	条例第4条第1号
吉岡 喜久代	奈良市柴屋町	条例第4条第1号
今村 和子	奈良市芝辻町二丁目	条例第4条第1号
宮澤 昌輔	奈良市山陵町	条例第4条第1号
花木 義之	京都府木津川市	条例第4条第1号
多田 正典	奈良市紀寺町	条例第4条第3号
清水 恭太郎	奈良市南紀寺町三丁目	条例第4条第3号
林 啓文	奈良市西木辻町	条例第4条第3号
松田 好則	奈良市東之阪町	条例第4条第3号

塚本 進也	奈良市高天市町	条例第4条第3号
啜 三夫	奈良市法蓮町	条例第4条第3号
中村 忠吉	奈良市三条町	条例第4条第3号
堀口 義彦	奈良市法華寺町	条例第4条第3号
橋本 繁夫	奈良市六条一丁目	条例第4条第3号
白阪 由三郎	奈良市柏木町	条例第4条第3号
伊藤 恵	奈良市秋篠早月町	条例第4条第3号
須田 勝	奈良市三碓町	条例第4条第3号
中川 幾郎	大阪府豊中市	条例第4条第4号
森田 善隆	奈良市大野町	条例第4条第4号
吉田 正樹	奈良市七条町	条例第4条第4号
大嶋 睦江	奈良市朱雀五丁目	条例第4条第4号
橋本 文子	奈良市中山町西四丁目	条例第4条第4号
安井 清悟	奈良市北袋町	条例第4条第4号
江口 政則	奈良市下三条町	条例第4条第4号
三輪 条二	奈良市芝辻町二丁目	条例第4条第4号
枋岡 佳樹	奈良市椿井町	条例第4条第4号
明道 知巳	奈良県天理市	条例第4条第4号
本迫 一也	奈良市南紀寺町二丁目	条例第4条第4号
春日 ふき子	奈良県大和郡山市	条例第4条第4号
田村 猛夏	奈良市肘塚町	条例第4条第4号
谷掛 駿介	奈良市神殿町	条例第4条第4号
中井 孝和	奈良市芝辻町二丁目	条例第4条第4号
権藤 ゆう	奈良市西登美ヶ丘五丁目	条例第4条第4号
井久保 文章	奈良市興ヶ原町	条例第4条第5号
大西 博文	奈良市須川町	条例第4条第5号
廣瀬 辰尚	奈良市西九条町	条例第4条第5号
吉川 利幸	奈良市四条大路南町	条例第4条第5号
中田 清文	奈良市阪原町	条例第4条第5号
喜多 一文	奈良市神殿町	条例第4条第5号
松下 裕彦	奈良市田中町	条例第4条第5号
小島 勝司	奈良市七条一丁目	条例第4条第5号
山下 博己	奈良市大和田町	条例第4条第5号
畑中 康宣	奈良市西大寺新町一丁目	条例第4条第5号
松本 憲司郎	奈良市三条町	条例第4条第5号
田中 孝志	奈良市南京終町三丁目	条例第4条第5号
富岡 進	奈良市千代ヶ丘三丁目	条例第4条第6号

奈良地区更生 保護女性会	奈良市三条松町	条例第4条第6号
奈良市女性 ボランティア協会	奈良市西登美ヶ丘五丁目	条例第4条第6号
折橋 透	奈良市千代ヶ丘一丁目	条例第4条第6号
兼島 理	奈良市学園南一丁目	条例第4条第6号
西川 佳嗣	奈良市六条緑町三丁目	条例第4条第6号
竹村 秀一	奈良県生駒郡平群町	条例第4条第6号
奥村 智子	奈良市高畑町	条例第4条第6号
上総 良三	奈良市登美ヶ丘一丁目	条例第4条第6号
高塚 國江	奈良市青山五丁目	条例第4条第6号
宝来 一典	奈良市手貝町	条例第4条第6号
中島 百合子	奈良市西大寺小坊町	条例第4条第6号
永野 信彦	奈良市富雄元町一丁目	条例第4条第6号
福山 晴美	奈良市中山町	条例第4条第6号

善行表彰の部（4名6団体、内1名1団体氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
岩本 潤三	奈良市右京四丁目	条例第5条第1号
中西 遼	奈良市古市町	条例第5条第3号
柿本 政次	奈良市横井一丁目	条例第5条第4号
育花会	奈良市朱雀三丁目	条例第5条第4号
右京グリーンサポート	奈良市右京三丁目	条例第5条第4号
S. C. C	奈良市法蓮町	条例第5条第4号
柳生街道・滝坂の道 を守る会	奈良市西大寺野神町二丁目	条例第5条第4号
奈良中国帰国者 支援交流会	奈良市西登美ヶ丘二丁目	条例第5条第4号

(平成30年11月8日揭示済)

奈良市告示第625号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス

事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成30年11月8日

奈良市長 仲川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2991700010	奈良県生駒郡安堵町 西安堵570-1	グループホーム安堵園	奈良県生駒郡安堵町西 安堵570-1	有限会社在宅介護サ ービス応援隊	平成30年 11月8日

(平成30年11月8日揭示済)

奈良市告示第626号

平成30年12月2日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30

年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は、下記のとおりであるので、同条第5項の規定により公告します。

平成30年11月9日

奈良市長 仲川 元 庸
記

宅地の所有者が選挙する委員の候補者

- 住所 奈良市菅原町609番地の6
- 氏名 森田 裕之
- 住所 奈良市菅原町199番地の5
- 氏名 西上 晴樹
- 住所 奈良市青野町一丁目9番9号
- 氏名 植原 善行
- 住所 奈良市西大寺本町1番6号
- 氏名 株式会社マルワクリエイト
- 住所 奈良市西大寺芝町一丁目3番8号
- 氏名 岡本 博
- 住所 奈良市横領町407番地の1
- 氏名 今中 脩雄
- 住所 奈良市菅原町280番地の1
- 氏名 鮫田 二郎
- 住所 奈良市菅原町115番地の1
- 氏名 西野 辰敏

(平成30年11月9日揭示済)

奈良市告示第627号

平成30年12月2日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員の選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地地区画整理法施行令（平成30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わないことを公告します。

平成30年11月9日

奈良市長 仲川 元庸
(平成30年11月9日揭示済)

奈良市告示第628号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年11月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成30年11月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成30年11月9日揭示済)

- 1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成30年度市県民税（普徴）	2期	平成30年9月20日	平成30年8月31日
平成30年度市県民税（特徴）	8月	平成30年9月28日	平成30年9月10日

奈良市告示第629号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年11月12日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成30年11月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成30年11月12日揭示済)

奈良市告示第630号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年11月13日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成30年11月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成30年11月13日揭示済)

奈良市告示第631号

平成30年度市県民税（普通徴収）2期、市県民税（特別徴収）8月分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成30年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 2 この公示送達により変更した後の差押可能日
平成30年11月25日
- 3 送達を受けるべき者
省略

(平成30年11月14日揭示済)

奈良市告示第632号

平成30年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達するこ

とができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成30年11月14日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の送達年月日	平成30年6月15日											
2 この公示送達により変更する納期	変更前	<table border="1"> <tr> <td>第1期分 平成30年7月2日</td> <td>第6期分 平成30年11月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期分 平成30年7月31日</td> <td>第7期分 平成30年12月28日</td> </tr> <tr> <td>第3期分 平成30年8月31日</td> <td>第8期分 平成31年1月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期分 平成30年10月1日</td> <td>第9期分 平成31年2月28日</td> </tr> <tr> <td>第5期分 平成30年10月31日</td> <td>第10期分 平成31年4月1日</td> </tr> </table>	第1期分 平成30年7月2日	第6期分 平成30年11月30日	第2期分 平成30年7月31日	第7期分 平成30年12月28日	第3期分 平成30年8月31日	第8期分 平成31年1月31日	第4期分 平成30年10月1日	第9期分 平成31年2月28日	第5期分 平成30年10月31日	第10期分 平成31年4月1日
	第1期分 平成30年7月2日	第6期分 平成30年11月30日										
第2期分 平成30年7月31日	第7期分 平成30年12月28日											
第3期分 平成30年8月31日	第8期分 平成31年1月31日											
第4期分 平成30年10月1日	第9期分 平成31年2月28日											
第5期分 平成30年10月31日	第10期分 平成31年4月1日											
変更後	<table border="1"> <tr> <td>第1期分 平成30年11月30日</td> <td>第6期分 平成30年11月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期分 平成30年11月30日</td> <td>第7期分 平成30年12月28日</td> </tr> <tr> <td>第3期分 平成30年11月30日</td> <td>第8期分 平成31年1月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期分 平成30年11月30日</td> <td>第9期分 平成31年2月28日</td> </tr> <tr> <td>第5期分 平成30年11月30日</td> <td>第10期分 平成31年4月1日</td> </tr> </table>	第1期分 平成30年11月30日	第6期分 平成30年11月30日	第2期分 平成30年11月30日	第7期分 平成30年12月28日	第3期分 平成30年11月30日	第8期分 平成31年1月31日	第4期分 平成30年11月30日	第9期分 平成31年2月28日	第5期分 平成30年11月30日	第10期分 平成31年4月1日	
第1期分 平成30年11月30日	第6期分 平成30年11月30日											
第2期分 平成30年11月30日	第7期分 平成30年12月28日											
第3期分 平成30年11月30日	第8期分 平成31年1月31日											
第4期分 平成30年11月30日	第9期分 平成31年2月28日											
第5期分 平成30年11月30日	第10期分 平成31年4月1日											
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載											

別紙省略

(平成30年11月14日揭示済)

奈良市告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に

基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年11月14日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
登美ヶ丘中町線	奈良市鶴舞東町657番4地先から 奈良市鶴舞西町3142番61地先まで	前	16.04	18.5	
		後	18.00	18.5	

(平成30年11月14日揭示済)

奈良市告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年11月14日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区間		延長 (m)	幅員 (m)	備考
登美ヶ丘中町線	奈良市鶴舞東町657番4地先から	奈良市鶴舞西町3142番61地先まで	L = 18.5	W = 18.0	

(平成30年11月14日揭示済)

奈良市告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
藤本歯科口腔外科クリニック	奈良県奈良市五条西一丁目6番3号	平成30年9月30日

(平成30年11月15日揭示済)

奈良市告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年11月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
藤本歯科口腔外科クリニック	奈良県奈良市北京終町32番地の1	平成30年11月1日

(平成30年11月15日揭示済)

奈良市告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月15日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
奥端 英章		はり・きゅう	平成30年11月1日
和ごころ鍼灸治療院 なら	奈良県奈良市宝来一丁目2-1 ジュ ネス宝来306号		
阪井 静香			
和ごころ鍼灸治療院 なら	奈良県奈良市宝来一丁目2-1 ジュ ネス宝来306号	はり・きゅう	平成30年11月1日
西口 由加里			
和ごころ鍼灸治療院 なら	奈良県奈良市宝来一丁目2-1 ジュ ネス宝来306号	はり・きゅう	平成30年11月1日

(平成30年11月15日揭示済)

奈良市告示第638号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年11月15日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年11月15日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年11月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第64号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年11月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年11月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年11月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

二名二丁目、中山町、宝来町及び法蓮町の各一部
2-2 供用を開始する排水施設の位置

処理分区	起 点	終 点	備考
富雄川第5処理分区	二名二丁目2460番74	二名二丁目2460番11	①
佐保川第5処理分区	中山町1774番25	中山町1775番	②
佐保川第10処理分区	宝来町1155番	宝来町1258番1	③
大安寺第1処理分区	法蓮町330番1	法蓮町330番10	④

3 公共污水桝設置のうち、供用を開始する箇所

- ⑤中山町1567
- ⑥佐紀町3339番1 他4筆
- ⑦平松五丁目666番1の一部
- ⑧大宮町二丁目82番11
- ⑨大宮町四丁目259番1 他1筆
- ⑩西大寺新池町1685番5 他1筆
- ⑪北永井町373番7 他1筆

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年11月1日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第21号

平成30年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成30年11月13日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 日 時
平成30年11月20日(火)
午前10時から
- 2 場 所
奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 3 会議に付すべき事案
教育長報告
(1) 平成30年度12月補正予算要求額について
議事
議案第32号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市青少年野外活動センター)
協議事項
「奈良市の新しい学びプロジェクトにかかわる事業のKPI(重要業績評価指標)について」
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年11月13日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第15号

奈良市農業委員会平成30年11月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成30年11月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

- 1 日 時
平成30年11月14日(水) 午後1時30分
- 2 場 所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 3 審議案件
 - 法令等に基づく事務関係
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(10月専決処理分)
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(10月専決処理分)
 - (5) 許可の取消しについて(10月専決処理分)
 - (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
 - (8) 知事許可について(10月許可分)

(平成30年11月7日揭示済)